

## 「グループホーム成島園」 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人緑成会が開設する、「グループホーム成島園」(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する事を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 この事業は、要介護者および要支援2の者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他に日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目指すものである。

- 2 この事業の運営に当たっては、保険者、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 「グループホーム成島園」
- (2) 所在地 山形県米沢市広幡町成島字窪平山2120-5

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

#### (1) 和やかユニット

1. 管理者 1名(常勤職員、兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 計画作成担当者 1名以上(常勤職員、介護従業者兼務)  
計画作成担当者は、適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画作成を行う。
3. 介護従業者 6名以上(常勤職員、うち1名兼務)  
介護従業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術を持って介護を行う。
4. 看護師 1名以上(非常勤職員、兼務)  
看護師は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術を持って看護を行う。
5. 事務員 1名(非常勤職員、兼務)

事務員は、必要な事務を行う。

(2) 朗らかユニット

1. 管理者 1名（常勤職員、兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 計画作成担当者 1名以上（常勤職員、介護従業者兼務）

計画作成担当者は、適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画作成を行う。

3. 介護従業者 6名以上（常勤職員、うち1名兼務）

介護従業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術を持って介護を行う。

4. 看護師 1名以上（非常勤職員、兼務）

看護師は、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術を持って看護を行う。

5. 事務員 1名（非常勤職員、兼務）

事務員は、必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、和やかユニット9名・朗らかユニット9名、計18名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事着替え等の介護
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護報酬告示額において介護保険負担割合証に記載の通り利用者負担とする。（※厚生労働大臣が定める基準（=介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。）

※保険給付サービスが法定代理受領に該当しない場合は、介護報酬告示額の全額を利用者負担とし、サービス提供証明書を交付する。

- 2 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける事ができる。

(1) 食材料費（おやつ代含む） 1日当り 820円

(2) 居室利用料 1日当り 8畳相当室1, 350円 10畳相当室1, 600円

※1. 生活保護受給者の利用は8畳相当室とし、上記に定める居室利用料の範囲内において住宅扶助の限度額とする。但し、生活保護受給者の利用者数は、2ユ

ニットの合計利用定員に100分の105を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）を限度とする。

※2. 10畳相当室を2名で利用の場合は居室利用料を1名1日当たり950円とする。

(3) 光熱水費 1日当り 8畳・10畳相当共に650円

※ 10畳相当室を2名で利用の場合は光熱水費を1名1日当たり500円とする。

(4) おむつ代 実費

(5) 理美容代 実費

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、入居に当たっては、自傷他害行為を行わず、少人数による共同生活を営むための規律と秩序を遵守しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2 事業所における、虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。

3 事業者における虐待の防止のための指針を整備することとする。

4 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）を実施することとする。

5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、従業者等の資質の向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従

- 業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き身体拘束等を行わない。身体拘束等を行う場合は、本人又は家族の同意を得た上、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録するものとする。
- 5 ①事業所は、地域に開かれたサービスとするために、運営推進会議を概ね2か月に1回以上開催するものとする。
- ②会議の構成委員は、利用者、利用者家族、地域住民の代表、市職員または地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。
- ③会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換、交流とする。
- ④運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、事業所の見やすい場所に公表する。
- 6 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人緑成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

- ・この規程は、平成18年3月21日から施行する。
- ・この規程は、平成19年4月1日に一部改正し同日から施行する。
- ・この規程は、平成26年4月1日に一部改正し同日から施行する。
- ・この規程は、平成28年7月1日に一部改正し同日から施行する。
- ・この規程は、平成29年4月1日に一部改正し同日から施行する。
- ・この規程は、令和3年4月1日に一部改正し同日から施行する。
- ・この規程は、令和4年4月1日に一部改正し同日から施行する。
- ・この規程は、令和6年4月1日に一部改正し同日から施行する。